平成２７年（フ）第２１５６号
札幌市西区二十四軒４条４丁目１番10号　うえむらマンション１号
債務者　斉藤　京子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６３号
札幌市東区北37条東14丁目１番19―307号
債務者　齋藤　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８６号
札幌市中央区北９条西20丁目１番５―401号
債務者　堀山　耕史
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９６号
北海道石狩郡当別町太美町1473番地120
債務者　森脇　典子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９８号
札幌市南区藤野３条７丁目７番18号
債務者　清水　好美（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
北海道石狩市花川南３条４丁目62番地
債務者　千場　英雄
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道千歳市北斗４丁目９番16号　メゾンド・フランセ102号
債務者　渡邊　敬市
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
北海道恵庭市駒場町１丁目６番10―103号
債務者　金井　浩一
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
札幌市東区北24条東21丁目６番１号　ローヤルハイツ21―205号
債務者　前田　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩２―105
債務者　岸　　高明
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩２―105
債務者　岸　　律子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
北海道岩見沢市かえで町３丁目１番５―103号　第３かえで団地５号棟103号室
債務者　及川美也子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３号
北海道岩見沢市かえで町３丁目１番５―103号　第３かえで団地５号棟103号室
債務者　及川　里沙
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３０号
宮城県登米市米山町中津山字清水32番地２米山清水第一住宅２―24号
債務者　白鳥　一也
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１４９７号
さいたま市北区大成町４丁目714番地１　ソフィア大宮日進808号、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1792番地１　アルコート大宮704
債務者　高壽　勝重
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９８号
さいたま市北区大成町４丁目714番地１　ソフィア大宮日進808号、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1792番地１　アルコート大宮704
債務者　高壽　浩子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係